

**遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事**  
**(設計・施工一括発注)**  
**公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

この要領は、遠軽町（以下「町」という。）が発注する遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事において、設計・施工一括発注方式を採用することにより、設計業務及び施工業務を一体的に実施し、より効率的かつ合理的に下宿施設建設が行われることを目的に、設計及び施工に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を優先交渉権者として選定するための公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めたものである。

**2 概要**

**(1) 工事名**

令和6年度 遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事（繰越）

**(2) 工事（業務）概要**

**ア 整備対象施設**

- (ア) 工事種別 新築工事
- (イ) 主要用途 遠軽高等学校生徒用下宿施設
- (ウ) 構造 木造
- (エ) 延床面積 360.00㎡程度

**イ 敷地概要**

- (ア) 工事場所 紋別郡遠軽町南町1丁目3番地126ほか
- (イ) 敷地面積 667.02㎡
- (ウ) 敷地状況 第1種住居地域  
防火指定：指定なし  
建ぺい率：60%  
容積率：200%

※整備対象施設の詳細は、遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事要求水準書（以下「要求水準書」という。）による。

**ウ 対象工事（業務）**

- (ア) 建設対象施設に係る敷地測量、地盤調査、基本・実施設計、工事監理業務（各関係法令に基づく各種申請及び手数料含む。以下「設計業務」という。）
- (イ) 建設対象施設に係る土地造成工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事（以下「施工業務」という。）
- (ウ) 上記ア及びイを総称して、以下「本工事」という。

**(3) 予定する工事期間**

令和7年5月中旬から令和8年3月上旬までを予定する。

**(4) 上限提案価格**

164,846千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内を予定する。

**(5) 遵守すべき法令等**

町と本工事の実施に係る契約を締結する者（以下「受注者」という。）は、本工事の実施にあたり、必要となる関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者の負担により当該許認可などを取得しなければならない。

**(6) 最低制限価格**

設定しない。

### 3 参加資格

#### (1) 参加者の構成等

本プロポーザルに参加できる者は、建築工事者とその協力会社とし、それぞれ次に掲げるアからクまでのすべての要件を満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 町の指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て又は通告の事実がないこと。
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 遠軽町暴力団排除条例（平成24年遠軽町条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者であること。役員及び使用人が同条第2号に規定する暴力団員でない者も同様とする。
- ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。

#### (2) 参加者の業務遂行能力に関する資格要件

参加者は、工事現場に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づく主任技術者を専任で配置し、次に掲げる要件を満たすものとする。

##### ア 参加者

遠軽町内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者で、令和7・8年度遠軽町競争入札参加資格者名簿に工種「建築工事」で登録され、かつ、等級格付が「A等級」に登録されている者

##### イ 設計者等

(ア) アに掲げる参加者の設計部門等又は、参加者が別に委託契約を締結する設計、工事監理協力会社であること。

※参加者が、別に委託契約を締結する設計、工事監理協力会社の場合は、令和7・8年度遠軽町指名競争入札参加資格者名簿の設計「建築物の設計」で登録されている者に限る。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条1項の規定に基づく1級又は2級建築士事務所の登録を受けていること。

#### 4 スケジュール

優先交渉権者の選定までの実施手順（概要）は以下のとおりとする。

区 分	内 容	期間等
一次審査	公募型プロポーザルの公示	令和7年3月17日（月）
	質疑受付	令和7年3月17日（月）から 令和7年3月25日（火）まで
	質疑の回答	令和7年3月26日（水）から 令和7年3月28日（金）まで
	参加表明書等提出	令和7年3月31日（月）から 令和7年4月 2日（水）まで
	一次審査（書類審査）結果 通知・技術提案書等の提出 要請の送付	令和7年4月 3日（木）から 令和7年4月 4日（金）まで
二次審査	技術提案書等提出	令和7年4月 7日（月）から 令和7年4月18日（金）まで
	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年4月24日（木）予定
	二次審査結果の公表	令和7年4月28日（月）から 令和7年5月 1日（木）まで（予定）
契約	契約	令和7年5月 2日（金）以降

## 5 参加表明書等の提出（一次審査）

本プロポーザルに参加を希望する者は、本要領及び要求水準書等を熟読し、本要領「3 参加資格」要件を満たしていることを確認の上、参加表明をするものとする。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1-1）
- イ 協力会社概要表（様式1-2）
- ウ 委任状（様式1-3）
- オ 委任状（協力会社）（様式1-4）
- カ 誓約書（様式1-5）

※入力する文字のフォントは10.5ポイント以上とすること。

### (2) 提出部数

各1部を提出すること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留）により提出すること。

### (4) 提出先

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1  
遠軽町総務部情報管財課契約担当  
TEL 0158-42-4271  
FAX 0158-42-3688  
電子メール keiyaku@engaru.jp

### (5) 提出期間

令和7年3月31日（月）午前8時45分から令和7年4月2日（水）午後5時30分まで必着とする（郵送の場合にあっても同様とする。）。

### (6) その他

#### ア 参加資格の確認

一次審査（書類審査）では、参加希望者から提出される参加資格審査に関する提出書類を基に、参加希望者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

#### イ 参加資格審査結果通知・技術提案書等の提出要請

参加資格審査の結果、参加資格を満たさない者に限り、参加が認められない理由を付して参加審査結果通知書をそれぞれ書面により送付する。

参加資格を満たすものに対しては、技術提案書等の提出要請を電子メールにて通知する。

## 6 技術提案書等の提出

一次審査の結果、技術提案書等の提出要請を求められた者は、次のとおり期限までに技術提案書等を提出するものとする。なお、都合により技術提案書等の提出ができない場合は、応募辞退届（様式2）を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 提案書類提出書（様式4）
- イ 価格提案書（様式5-1）
- ウ 価格提案内訳書（様式5-2）
- エ 技術提案書（様式6-1、6-2）
- オ 仕上表（様式6-3）

※入力する文字のフォントは10.5ポイント以上とすること。

- (2) 提出部数 上記ア～ウの様式 1部  
上記エ・オの様式 各12部

### (3) 提出方法

持参又は郵送（書留）により提出すること。

### (4) 提出先

5（4）の提出先に同じ。

### (5) 提出期間

令和7年4月7日（月）午前8時45分から令和7年4月18日（金）午後5時30分まで必着とする（郵送の場合にあっても同様とする。）。

### (6) その他

- ア 「(1) 提出書類」のエ・オ各1部をセット組みにし、左側1か所をクリップ止めにし、8部を作成した上で、「(1) 提出書類」のア～ウを付して提出すること。
- イ 技術提案書は1社につき1案とする。
- ウ 技術提案書等提出後の修正又は差し替え等は一切認めない。
- エ 提出された技術提案書等は返却しない。
- オ プレゼンテーション・ヒアリング審査において、提出者名を伏せて選考を行うため、技術提案書は表紙以外に提出者が特定できる内容は記載しない。

## 7 技術提案書の作成及び手続

### (1) 作成及び提案に当たっての基本的条件

#### ア 作成に当たっての基本条件

要求水準書に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し、技術提案書を作成すること。

#### イ 提案に当たっての基本条件

(ア) 資格適合者は、要求水準書の内容に基づき、機能面、価格面を総合的に検討し提案すること。

(イ) 技術提案内容については、発注者との協議により採用しないことがある。なお、提案が採用されなかった場合、それを理由として、事業費が増額とならないよう努めること。

#### ウ 参加要件とする配置予定技術者の基本的条件

##### (ア) 統括代理人

① 受注者は、契約締結後速やかに、本要領「3参加資格(2)ア」に掲げる代表事業者から設計業務及び施工業務を統括する統括代理人を選定し、本工事に専任させること。

② 統括代理人は、参加表明書提出日(以下「基準日」という。)において、常勤で3か月以上の雇用関係にある者とする。

③ 統括代理人は、設計業務における設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務及び施工業務に関し、相互調整を行うこと。

④ 受注者は、選定した統括代理人の氏名、住所及び経歴等を書面により、町に提出し承認を得ること。

⑤ 統括代理人は、1級又は2級建築士若しくは1級又は2級施工管理技士の資格を有し、実務経験が豊富であり、本要領の趣旨及び内容を総括的に本工事に反映できる、誠実かつ責任感ある者を選定すること

⑥ 統括代理人の下に、設計業務に関する設計管理技術者を、施工業務における現場代理人及び各施工担当者を配置すること。

⑦ 統括代理人は、監理技術者及び主任技術者及び現場代理人を兼ねることができる。

⑧ 町が、その者を統括代理人として不相当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講じること。

##### (イ) 設計管理技術者

- ① 受注者は、設計業務の遂行にあたり、設計管理技術者を選定し、その者の氏名、住所及び経歴などを書面により、町に提出すること。
- ② 受注者は、本工事の設計管理技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- ③ 設計管理技術者は、基準日において、常勤で3か月以上の雇用関係にある者とする。
- ④ 設計管理技術者は、1級又は2級建築士の資格を有し、延べ床面積100㎡以上の建築工事における主たる設計技術者としての実務経験を有する者を選定すること。
- ⑤ 受注者からの設計管理技術者の変更は、町と協議の上、同等の実績を有し、町が適当と判断する代替者を配置すること。
- ⑥ 履行中においては、その者が設計管理技術者として、町が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。

#### (ウ) 監理技術者

- ① 受注者は、建設業法第26条第2項に定める監理技術者を選定し、氏名、住所及び経歴などを書面により、町に提出すること。
- ② 受注者は、本工事の監理技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定する。
- ③ 受注者からの監理技術者の変更は、町と協議の上、同等の実績を有し、町が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。
- ④ 監理技術者は、建設業法に規定される資格・実務経験を有するとともに、基準日において、常勤で3か月以上の雇用関係にあるものとする。
- ⑤ 業務履行中においては、その者が監理技術者として、町が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。

#### (エ) 主任技術者

- ① 受注者は、建設業法第26条第1項に定める主任技術者を選定し、氏名、住所及び経歴などを書面により、町に提出すること。
- ② 受注者は、本工事の主任技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- ③ 受注者からの主任技術者の変更は、町と協議の上、同等の実績を有し、町が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。
- ④ 主任技術者は、建設業法に規定される資格・実務経験を有するとともに、基準日において、常勤で3か月以上の雇用関係にあるものとする。

- ⑤ 業務履行中においては、その者が主任技術者として、町が不相当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じること。

(オ) 現場代理人

- ① 受注者は、公共工事請負契約約款による現場代理人を設置すること。
- ② 受注者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴などを書面により、町に提出すること。
- ③ 受注者は、本工事の現場代理人として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- ④ 建設業法第19条第2項に定める現場代理人の権限に関する事項及び当該代理人の行為についての町の受注者に対する意見の申し出の方法は、書面により町に通知すること。
- ⑤ 現場代理人は、1級又は2級建築士若しくは1級又は2級施工管理技士の資格を有する（建設業法第7条第2号の規定に該当する者である場合はこの限りでない。）とともに、基準に日において、常勤で3か月以上の雇用関係にあるものとする。
- ⑥ 受注者からの現場代理人の変更は、町と協議の上、同等の実績を有し、町が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

(2) 無効とする提案

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ア 上記ウを満たさない提案
- イ 資格適合者以外による提案
- ウ 資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案
- エ 提出書類の記載事項が不明なもの、又は記名・押印のない提案
- オ 必要書類が不足している提案
- カ 要求したもの以外の書類及び図面等による提案
- キ 資格適合者が2つ以上の提案書を提出した場合の全ての提案
- ク 資格適合者が他の資格適合者の代理をした場合の全ての提案
- ケ その他参加に関する条件に違反した提案

## 8 本プロポーザルに関する質疑・回答について

### (1) 質疑の受付・回答

受付期間

令和7年3月17日（月）から令和7年3月25日（火）まで

### (2) 質疑の提出先

5（4）の提出先に同じ。

### (3) 質疑の提出方法

電子メール本文に質疑を記載。

### (4) 回答方法

令和7年3月26日（水）から令和7年3月28日（金）の期間で当該質問者に対して、電子メールにて回答するものとする。なお、技術提案書等への質疑回答については当該質問者以外の参加資格を有すると認められた者に対してもメールにて通知する。

## 9 プレゼンテーション・ヒアリング審査（二次審査）

技術提案書の提出者に対しては、次のプレゼンテーション・ヒアリング審査を行うこととし、その順序は、技術提案書を受け付けた順とする。

### (1) 日時及び場所

令和7年4月24日（木）を予定し、時間及び場所は後日通知する。

### (2) 所要時間

1社につき50分以内とし、その目安は次のとおりとする。

ア 準備・プレゼンテーション 30分以内

イ 質疑応答 20分以内

### (3) 内容

提出した技術提案書の説明と、説明に対するヒアリングを行う。

### (4) 参加人数

出席者は3名以内とし、そのうちの1名は原則として、本要領「7 技術提案書の作成及び手続（1）作成及び提案に当たっての基本的条件」に掲げる統括代理人予定者とする。

### (5) 使用機器等

ア プロジェクター（EPSON 社製 EB-G6250W）、大型スクリーン（オーエス社製 PT-120V 三脚スタンド式）及びマイクは町で用意する。

イ パソコン及び接続ケーブル（VGA・HDMI 端子ケーブル）等は提出者が持参する。

### (6) その他

ア 「(2) 所要時間 ア 準備・プレゼンテーション 30分以内」には、提出者が持参したパソコンの接続や設定等の時間も含むものとし、その接続等は、提出者自らが行うこととする。

イ 本審査は、提出者名を伏せて選考を行う。

## 10 選定手順

遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査での評価を行い、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

### (1) 評価事項に対する配点

項目		評価項目	配点	
提案項目	1 コンセプト	(1) 工事の概要	10.0	80.0
		(2) 工事の実施方針	10.0	
	2 設計業務	(1) 設計品質確保の具体的な方法	20.0	
		(2) 施設維持管理コスト（修繕・更新含む）及びエネルギーコストの縮減	20.0	
	3 施工業務	(1) 施工中の対策	10.0	
		(2) 完成後の対策	10.0	
価格項目		提案価格	20.0	
計			100.0	

### (2) 技術提案等に対する評価

#### ア 提案項目

提出された技術提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、総合的に各項目を評価し、以下に示す評価に該当する点数により採点する。

評価	評価点（配点×掛け率）
特に優れている	配点 × 1.00
優れている	配点 × 0.85
やや優れている	配点 × 0.70
普通	配点 × 0.55
普通未満	配点 × 0.40

#### イ 価格項目

最も低い金額を提示している提案を20点とし、その他の提案は、最低提示金額/各提示金額に20点を乗じたもの（小数点以下2位まで）とする。

### (3) 選定方法

審査会において(1)に掲げる評価項目に基づいて総合的に採点を行い、優先交渉権者及び次点候補者を選定することとし、合計点の最も高い提出者を優先交渉権者とする。ただし、参加者が1者の場合、評価事項に係る配点中、提案項目得点が80点中56点以上でなければ、優先交渉権者になれない。

なお、最高点が同点で2者以上ある場合は、同点の提出者のみを対象とした再審査により決定するものとする。

### (4) 選定の通知

選定された優先交渉権者、次点候補者及び優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、その旨を書面で通知する。

## 1 1 その他留意事項

### (1) 本プロポーザル後の契約の予定

ア 町は、優先交渉権者となった者と随意契約により契約を締結する。本契約は遠軽町議会の議決を要する案件であるため、仮契約を締結（仮契約締結前に町からの見積書提出依頼により見積書を提出する。当該見積書の額については、先に提出した価格提案書の額とすること。）し、議決後に本契約を締結する。本契約締結にあたっては、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする（金融機関の保証等可。）。

イ 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との契約が締結できない場合、町は当該優先交渉権者の優先交渉権を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

ウ 優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、町に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

### (2) その他

ア 審査結果は、町ホームページで公表するものとする。

イ 審査の経緯及びその結果についての異議申し立て等は受け付けない。

ウ 参加者及び参加者と同一と判断される団体等が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

(ア) 基準日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。

(イ) 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

ウ 参加表明書及び技術提案書等の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い

(ア) 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。

(イ) 提出された参加表明書及び技術提案書に関し、問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。追加提出資料等を含め、提出書類は原則として返却しない。

(ウ) 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された提案書類は、受注者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、受注者の提案書類については、本工事内容の公表時や町が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の提案書類は、本業務の選定結果の公表以外に無断で使用しない。

(ウ) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

オ 記載内容の変更等

(ア) 参加表明書及び技術提案書等の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び技術提案書等に記載された内容の変更は認めない。

(イ) 統括代理人は、原則として本業務が終了するまでの間は変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、町が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

(ウ) 統括代理人以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、町が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

カ 技術提案書等の作成のために町から受領した資料は、町の了解なく公表及び使用してはならない。

キ 技術提案の履行

受注者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本工事に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く。）。また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書の提案を達成できなかった事項について、受注者は町に対し、違約金を支払うものとする。ただし、町と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。なお、技術提案書の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。

## 1 2 担当課（問い合わせ先）

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町総務部情報管財課契約担当

TEL 0158-42-4271

FAX 0158-42-3688

電子メール [keiyaku@engaru.jp](mailto:keiyaku@engaru.jp)